

方法書等への複数案記載のイメージ（環境配慮関係）

<道路整備事業：既存の高速道路と都市高速を結ぶ府道の整備>

前提条件

- 周辺の土地利用：密集市街地（中高層住居が多数立地、学校・病院が周辺に立地）
- 脆弱な環境要素：（騒音）・環境基準未達成。
（大気質）・SPM：環境基準未達成。
・NO₂：環境基準ゾーン上限に近い。
- 検討した複数案：①既にある小河川の地下化と一体的な整備（主として掘割） → A案
②既にある小河川の上部空間を活用した整備（高架） → B案
③大深度地下を活用した整備（主としてトンネル） → C案

	A案（掘割を主とした案）	B案（高架案）	C案（トンネルを主とした案）
複数案の内容	イメージ図	イメージ図	イメージ図
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既にある小河川の地下化と一体的な整備（主として掘割） ・ ×××については蓋掛け構造 ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既にある小河川の上部空間を活用した整備（高架） ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大深度地下を活用した整備（主としてトンネル） ・
環境面からみた長所・短所	<p><長所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事期間が約△年と比較的短い。 ・ 建設廃棄物の発生量 約〇〇m³ 発生土の発生量 約△m³ と比較的少ない。 ・ 	<p><長所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設廃棄物の発生量 約〇〇m³ 発生土の発生量 約△m³ と比較的少ない。 ・ 	<p><長所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画路線周辺には病院、学校等の保全対象があるが、トンネルを主としているため、影響は小さい。 ・ 工事により影響を受ける範囲は、発進立坑の周辺などに限られる。 ・
	<p><短所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住居系用途地域の通過距離は〇kmにも及ぶとともに、事業計画路線周辺には、病院・学校などの保全対象があり、大気質や騒音への影響が懸念される。 ・ 	<p><短所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住居系用途地域の通過距離は〇kmにも及ぶとともに、事業計画路線周辺には、病院・学校などの保全対象があり、大気質や騒音への影響が懸念される。 ・ 高架構造物の設置により、景観への影響、日照障害、電波障害が生じるおそれがある。 ・ 	<p><短所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トンネル坑口周辺で、大気質への影響が懸念される。 ・ 換気塔の設置により、騒音、景観への影響が懸念される。 ・ 建設廃棄物の発生量 約〇〇〇〇m³ 発生土の発生量 約△△△m³ と多い。 ・ トンネルの掘削により、地下水位の低下や地盤沈下が生じるおそれがある。 ・
特に配慮すべき環境影響の内容と対応方策	<p>（騒音、大気質）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掘割・高架部分での大気質や騒音への影響 →周辺状況に応じた形状の防音壁の設置 ・ （. . . .） ・ 	<p>（騒音、大気質）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高架部分での大気質や騒音への影響 →周辺状況に応じた形状の防音壁の設置 <p>（景観）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高架部分での景観への影響 →周辺環境と調和するデザイン・色彩の採用 ・ （. . . .） ・ 	<p>（大気質）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トンネル坑口での大気質への影響 →坑口からの排ガス漏出し抑制のための換気所の設置 <p>（建設廃棄物、発生土）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設汚泥、発生土が多量に発生 →建設汚泥の発生が少ない工法の採用、発生土の現場内及び他現場での利用 （. . . .） ・
その他	<p>（工事期間） 約△年</p> <p>（建設費） 約△△△億</p> <p>（. . . .）</p>	<p>（工事期間） 約□年</p> <p>（建設費） 約□□□□億</p> <p>（. . . .）</p>	<p>（工事期間） 約〇年</p> <p>（建設費） 約〇〇〇〇億</p> <p>（. . . .）</p>

（備考）事業計画を一つに絞り込んだ経緯についても、条例・技術指針に基づいて、方法書等に記載されることになる。